

議案第37号

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

幕別町公営住宅管理条例（平成9年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「婚姻の予約者」の次に「及び親族に準ずる者として規則で定める者」を加える。

第13条第2項第3号中「入所者」を「入居者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町公営住宅管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みを受け付ける公営住宅について適用し、施行日前に申込みを受け付ける公営住宅については、なお従前の例による。